

(事業の目的)

第1条 株式会社Belief-1 原寿美子が開設するさくら訪問看護リハビリステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 当ステーション運営方針は以下とする。

- ① 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 さくら訪問看護リハビリステーション
- ② 所在地 船橋市丸山3丁目51-11

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員:常勤換算2.5人以上(管理者含む)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3)理学療法士・作業療法士・言語療法士:必要に応じ雇用し配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

介護保険の被保険者が医療保険適応となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別訪問看護指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

訪問介護事業所と業務委託契約を結び、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対して、その要請に基づき看護サービスを提供する。

(訪問看護の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第9条 当ステーション利用料金は以下の通りとする。

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。実施地域を越えた地点から、片道1Km毎 20円
3. 死後の処置料は、20,000円とする。
4. 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は船橋市、鎌ヶ谷市、白井市、市川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第12条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村(保険者)	船橋市役所	連絡先	047-436-2302
----------	-------	-----	--------------

事業者

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社公務部営業第一課
保険名	ステーション賠償責任保険【ベーシックプラン】
補償の概要	対人対物管理財産賠償補償

(苦情相談窓口)

第13条 苦情・相談が発生した場合当ステーションは以下の窓口で対応します。

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	電話番号 080-4144-6977 受付時間 9時～17時30分 面接場所 当事業所の相談室 担当 原 寿美子
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

公共団体の窓口 受付時間 9時～17時30分 千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428
保険に関する窓口 船橋市役所 介護保険課	所在地 船橋市湊町2-10-25 電話番号 047-436-2302
鎌ヶ谷市役所 介護保険課	所在地 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 電話番号 047-445-1141
白井市役所 高齢者福祉課	所在地 白井市復1123 電話番号 047-497-3437
市川市役所 介護保険課	所在地 市川市南八幡2-20-2 電話番号 047-704-0259

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第14条 サービス利用にあたってご留意いただきたいことは以下の通りです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い

(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください

(利用者およびその家族に関する秘密の保持について)

第15条 当ステーションは、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が算定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

当ステーション及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び曾於家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。事業者は、従業者に業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を授業者との雇用契約の内容とします。

(個人情報の保護について)

第16条 当ステーションは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情報を用いません。

当ステーションは、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

当ステーションが管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開

示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります)

※第三者評価事業は実施していません。

(悪天候・災害時などの対応)

第17条 台風その他の悪天候時や大震災など訪問の際に危険が伴う場合には、日程変更又は中止とさせていただきます。

(衛生管理等)

第18条 当ステーションにおいて感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 当ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 当ステーションにおける感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 当ステーションにおける感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(業務継続計画の策定等について)

第19条 当ステーションにおいて業務継続計画策定は以下の通り行います。

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(虐待・身体拘束の防止について)

第20条 当ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐

待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者: 管理者 原 寿美子

(ハラスメントの防止について)

第21条 当ステーションは、医療・介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

① 身体的ハラスメント

- 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

② 精神的ハラスメント

- 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ セクシュアルハラスメント

- 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

④ カスタマーハラスメント

- 過度な要求(特別な対応を強要する、契約外のサービスを求める等)
- 長時間のクレームや執拗な抗議(何度も同じような内容で職員を責める等)
- 事実と異なる情報の拡散(職員への虚偽のクレーム等)

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、医療・介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(看護職員等の禁止行為について)

第22条 看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供

(4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

(5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

(6) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(その他運営についての留意事項)

第23条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 質向上のための研修

① 採用時研修 採用後2カ月以内

② 継続研修 年2回

第24条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社Belief-1原寿美子とさくら訪問看護ハビリステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月25日から施行する。